

産業構造審議会 産業技術環境分科会

廃棄物・リサイクル小委員会

容器包装リサイクルワーキンググループ

(第21回)

中央環境審議会 循環型社会部会

容器包装の3R推進に関する小委員会

(第18回)

第18回合同会合議事録

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会

容器包装リサイクルワーキンググループ（第21回）

中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会（第18回）

第18回合同会合

議事次第

日 時：平成28年5月31日（火）16:30～18:00

場 所：FUKURACIA東京ステーション会議室H

東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル5階

議 題：

1. 容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について
2. 容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応について
3. 3R推進団体連絡会による第二次自主行動計画2015年フォローアップ報告
4. その他

○深瀬課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会第18回合同会合を開催させていただきます。

私、経済産業省リサイクル推進課課長の深瀬でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の合同会合の事務局は経済産業省が務めさせていただきます。

まず、本日の産業構造審議会側の出席状況でございますが、全委員数26名のうち、現時点で19名の委員がご出席されております。織委員はご出席予定でございますが、おくれておられるようでございます。定足数であります過半数に達しているということをご報告させていただきます。

また、委員の交代がございまして、今回の会合より、日本貿易会 砂田一彦委員にかわりまして、本日はご欠席ですが、田代肇委員にご就任いただいております。

次に、中央環境審議会側の出席状況について環境省から報告をお願いいたします。

○田中室長　環境省リサイクル推進室長の田中でございます。

本日の中央環境審議会の出席状況でございますが、全委員数27名のうち、現時点で19名の委員がご出席されており、定足数である過半数に達していることをご報告いたします。

また、委員の交代があり、今回の会合より、全国知事会 橋本光男委員にかわりまして、本日はご欠席でございますが、古尾谷光男委員にご就任をいただいております。

以上でございます。

○深瀬課長　それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますと思います。

次に、資料の確認でございます。

議事次第、それから資料1から資料6及び参考資料1をお配りしております。資料が不足している場合にはお申しつけください。よろしゅうございますか。

本日の資料につきましては、原則全て公開とし、合同会合終了後には発言者名を示した議事録を各委員にご確認いただきました上で公開させていただきます。

それでは、この後の議事進行につきましては、容器包装リサイクルワーキンググループの郡崙座長をお願いいたします。

○郡崙座長　皆さん、こんにちは。本日は、3月に委員のご同意をいただきましてとりまとめられました報告案について、パブリックコメントを実施した結果の報告と、報告書に基

づく今後の対応について議論をすることになっております。これまでの議論を踏まえた上で、円滑な審議にご協力をいただければと思います。

それでは、まず、議題1から始めさせていただきたいと思いますが、議題1につきまして、パブリックコメントの結果を事務局のほうから説明をお願いいたします。

○深瀬課長　それでは、資料2に基づきまして、パブリックコメントの結果をご説明したいと思います。

資料2にございますとおり、前回3月16日に座長に一任をいただきました「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」について「（案）」がとれた形になっておりますものが資料3で出ておりますけれども、この報告書（案）につきましては、パブリックコメントを平成28年4月4日から平成28年5月6日まで実施いたしました。その結果、206の方々、内訳は個人51、企業・団体155社から、合計1,048件のご意見をいただきました。

細かくはご説明いたしませんけれども、主な意見の概要と、その意見に対します経済産業省及び環境省の考え方につきましては、各章ごとに、この資料2の1から10ページまでに示したとおりのものになっております。

さらに、資料2は概要でございますけれども、このもとである意見そのものにつきましては、参考資料1ということで、厚い資料でございしますが、全てのパブリックコメントで出てきた意見となります。各章ごとにそれぞれ件数でどれぐらいのものが出ているかということも挙げております。

そのパブリックコメントで挙げられました意見でございますけれども、これは我々、環境省とも相談させていただきました結果、既にこれまで審議会で議論されてきました事項について意見が示されているというものでありまして、新たな観点からの意見といったものはありませんでした。こうしたことから、事務局といたしましては、現在のこの報告書（案）、すなわち資料3を、それに変更を加えるという必要はなく、これをもってとりまとめの報告書とすることでよいのではないかというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○郡島座長　ありがとうございます。

既にご説明になりましたように、3月に皆様方にご同意をいただいた案に対しましてパブリックコメントを実施した結果、ただいまの説明を聞きますと、パブリックコメントでは既にこれまでの審議会で取り扱われた事項と同じような意見をいただいております、新たな観点か

らの意見はありませんでした。したがって、とりまとめにつきましては、永田座長とも相談をしまして、2人で、今の案でとりまとめてもよいのではないかと考えておりますけれども、この内容でよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○郡嶋座長 今、異議なしというご意見がありましたけれども、よろしゅうございますか。

そうしたら、そういう形で取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題2につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

○深瀬課長 それでは、議題2でございます。

資料4—1、4—2とございます。それから、資料5に基づきましてご説明をさせていただきますと思います。

資料4—1でございますが、これはとりまとめられました今の報告書につきまして、この第3章に「容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案」といったものか挙げられております。今後、具体的にここに挙げられた事項につきましては、しっかりと実現をしていかなければいけないということになる、宿題となっていくというわけでございます、ただ、やっていく主体が不明確で実施されていかないというようなことにならないようにしていかなければいけないということでございます。したがって、資料4—1というのは、これら報告書に挙げられている項目全てにつきまして、それぞれのどういう主体がどういう形でやっていくのかといったことを、この枠にありますAからEという形で仕分けをした上で、責任主体を明確にしたものを記載しているということになっています。

Aというのは、まず国が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する。検討結果につきましては、合同会合等に報告する。あるいは必要に応じて合同会合等において検討するというものでございます。それから、Bは、審議会のサブグループなどで検討していく。すなわち、非常に詳細な議論をもう少し重ねていくような必要がある案件でございます。検討結果につきましては合同会合等に報告する。そういうものとなっています。それから、Cは、国が実施する項目。それから、Dは、指定法人、すなわち容器包装リサイクル協会でございますが、ここが中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施するもの。それから、Eは、事業者、消費者、自治体等が中心となって実施するもの。そうした形で整理をしてございます。

4—1が全ての項目を挙げているもので、記号が入っていないものは再掲のものになっているわけでございますけれども、資料4—2は資料4—1を概要として挙げたものでござい

ます。こちらのほうがみやすいかもしれません。全てを網羅しているわけではございません。

今後、国といたしましても、これらAからEという形でしっかりと仕分けをした上で関係主体と連携して、無責任体制となることがないように、これらの項目を実施していくと。そういう形にしていきたいというふうに考えています。

以上が資料4-1、4-2に基づく説明でございまして、その中で、次に資料5に基づきますご説明をさせていただきます。

資料5は、「総合的評価の見直しについて」という項目でございます。

これは、資料4-1にも挙げられている項目の中で、特に再商品化につきましては、早目に取り組めるものについては取り組んでいくという形でできるものや、やっていこうということでございます。

資料3、すなわち報告書でございますが、その報告書の26ページをごらんいただければと思います。報告書の26ページには総合的評価制度につきまして、「考えられる施策の例」の一番上でございます。ここに、「総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである」という形で記載をされております。

それで、かなりこれで総合的評価制度につきましては方向性が明確にはなっているものとは考えますけれども、この場において、大きくこういう方向で見直しをしていくということについてご説明をしたいと思います。

現在の、現行の総合的評価制度の評価項目というのが、この左側にある、表として掲げられているものでございます。これは、要するに、上から――左側の項目ですが、「リサイクルの質・用途の高度化」と「環境負荷の低減効果等」というものと「再商品化事業の適正かつ確実な実施」、そうした大きく3つの項目について、評価項目がそれぞれこれだけ細かく挙げられていて、それぞれについて配点がなされていると。そういう形になっているわけですが、こうした評価項目につきまして、今後資料の、先ほど申し上げましたように、報告書にある評価制度の見直しの方向に従って修正をしていこうということでございます。

その具体的な考え方につきましては、この表の右側にある「見直しの方向性」といった言葉で記載している部分でございます。大きい方向性を一言で申し上げれば、下の、既に皆さんが、多くのリサイクラーの方々がクリアしている項目については、もう必要最低限の参入

要件のような形にしてしまっただけで配点からは落とすという形にするとともに、上の品質に重点を置いた形で配点をしていくと、そういう見直しをするということでございます。

より具体的に申し上げますと、上の「単一素材化」及び「品質管理手法」といった部分につきましては、再生材の質の安定を図る品質管理規格の第三者認証であるとか、あるいは再生材の仕様等の表示規格活用等について重点化した評価を行うという形で、ここについて重点的にみていくという形でございます。

それから、「塩素濃度」以下4項目につきましては、引き続き質にかかわる項目ということで評価を継続する。

それから、「高度な利用」という部分でございますが、これは現在どういうものに利用されているか、利用用途ですね。例えば植木鉢なのかとか、パレットなのか、そういった用途でもって定めていたということがございますけれども、これを、再生材の用途ではなくて、むしろ質に着目するという形で今回見直しを行いますので、こうした部分については落としていくということでございます。そういう方向で考えています。

それから、それ以下、「環境負荷データ把握」以下の項目でございますが、これらにつきましては再生材の質の向上に関わらない項目であるというふうに考えます。

資料3の提示、後ろの参考資料になりますけれども、19ページというところをごらんいただければと思います。番号でいきますと11-4と書いているところでございますが、総合的評価の得点率の推移というものでございます。この中で、今申し上げました話は、右側の上の「再商品化事業の適正かつ確実な実施」というこの項目でございますが、これをごらんいただきますと、要するに、多くの方々がほとんどこれ、満点とはいいませんが、満点にほぼ近い形で、すなわちこれらの項目は皆様しっかりともうやられていると、そういうような形になっているものだというふうに理解しています。ほとんどの方が満点をとっているので、これをなくすというのではなくて、その配点をする項目からは排除して、当然満たすべき条件という形に位置づけていくと、そういうふうな形で考えているところでございます。

以上申し上げましたとおり、既に報告書の中では方向性につきましては示されているというところで考えておりまして、こういった方向でよろしければ、指定法人たる容器包装リサイクル協会に具体的な配点等の制度設計についての作業をお願いいたしまして、できる限りこの見直しといったものを早期に入札制度に反映させていくという形にしていきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

○郡鴫座長　　ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明では、報告書を踏まえた施策につきましては合同会合で引き続きの検討、新たな体制での検討、そして、国だけではなく指定法人でも検討の場が設けられるとのございます。加えて、事業者、自治体にもそれぞれの役割あるいはそれぞれの主体が連携した取り組みが重要だという形で分類をさせていただいております。さらに詳しく材料リサイクルの総合的評価につきましては質を重視した取り組みをさらに促進をしたいということでございます。

それでは、本件に関しましてもしもご発言のある委員がいらっしゃいましたら、札を挙げていただけたらと思います。多ければいつものとおり1分半をめどにベルを鳴らさせていただきますので、とりあえず発言をしたいという方がいらっしゃいましたら、ちょっと挙げていただけたらと思います。——わかりました。そうしたら、1分半の制限をさせていただいて、1人1分半をめどに簡潔にお願いをしたいと思います。1分を経過したところで事務局より1度目の、1分半経過で2度目のベルを鳴らしていただきますので、要領よくご発言のほうをまとめていただく目安としていただけたらと思います。

それでは、いつもこちらのほうからいきますので、山村委員のほうからお願いをしたいと思います。

○山村委員　　ガラスびん3R促進協議会の山村でございます。

資料4-1の内容で5点ほど発言させていただきます。

まず、3ページにリユースの推進についてしっかりと書いていただきましてありがとうございます。業界としても実施してまいりますし、この内容に賛同し、心強いと思っております。ありがとうございます。

2点目に、1ページの凡例のアルファベットのEは、「事業者、消費者、自治体等が中心となって実施する」と書いてございます。もちろん実施はしてまいります、内容によっては検討も必要なので、「検討・実施」という表現がよいのではないかなというふうに思っています。

3点目に、1ページの3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップがAとEとなっているのですが、もちろん報告等はしてまいりますけれども、基本的に自主行動計画につきましてはEのみとし、事業者が主体にやるべきものだというふうに考えております。さらに4点目として、4ページの「合理化拠出金の在り方」につきまして、4番目に資金使

途を非常に限定した書かれ方をされていますが、これは自治体が検討していくべきことであり、AではなくEではないかなというふうに考えております。

最後に5点目となりますが、8ページにただ乗り事業者対策のことも書かれていますが、これはぜひ強力に進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○郡嶋座長 そうしたら、柳田委員、お願いします。

○柳田委員 私も1点ございます。リデュースの推進の3ポツ目です。3R推進団体連絡会によるところが、やはりここもAとEが入っておるのですけれども、これはやっぱり内容的には事業者が自主的にやっていくということではないかと思っておりますので、Eにしていきたいなというふうに思っております。

○郡嶋座長 ありがとうございます。森口委員、お願いします。

○森口委員 資料2でパブリックコメントの結果をわかりやすくまとめていただいてありがとうございます。かなり意見の分かれている項がたくさんあるなと思ったのですが、一番最後のページで、継続的なフォローアップが必要というところに関しては、それに反する意見がない。つまり、5年後の見直しで必要十分だというご意見はなかったというふうに理解しております、継続的なフォローを皆さん望んでおられるのだと改めて感じました。

その上で、資料4-1、深瀬課長からご説明がありましたように、どの主体がやっていくのかと明確に責任をはっきりさせることも大変結構かと思いますが、その中で、6ページから7ページにかけて「5. 再商品化」にかかわる検討体制が書かれているのですが、ここがどうも「A, C, D」とか「B, C, D」とか、たくさん併記されているところがありまして、どうもちょっとわかりにくい。検討するのと実施するのが分かれているのだというのはわかるのですが、検討している主体がどうも、国中心でやるのか、審議会で作るのか、容リ協で作るのか、ちょっと分かれているところがあるように思います。このところは、もう少し整理をして明確にさせていただいたほうがいいのかと思います。

まだ20~30秒あるようですので。容器包装リサイクル法の中ではなかなかやり切れないのだと思うことが、感じる意見が、いろいろございました。一方で、先週ですか、環境省リサイクル推進室のほうで、素材別のリサイクル戦略の報告をお出しになっているかと思えます。そこではプラスチックのリサイクルは非常に重要だと書かれていますので、なかなか容リ法の世界だけではできないことを、別の検討の場でも非常に重要なことをご指摘なさっていますので、ぜひそういったところを含めて長期的なりサイクルの方向性をご検討いただけ

ればと思います。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。平尾先生、お願いします。

○平尾委員 私も、容器包装リサイクル法の枠組の外であるという意見が入っているところはやはり大事な論点であると思いますので、これは環境省なのか経済産業省なのかわかりませんが、しっかり上位のところで議論する場をぜひ設けていただきたいと考えております。

また、本日、特に資料5で総合的評価の見直しについて詳細にご説明をいただきました。基本的な方向についてはご提案いただいた方向でよろしいのではないかと思います。一方で、リサイクルの成果をしっかりと消費者にみせる仕組みをもっているところについては配点が減るという方向なのではないかと思います。この点は、やはり大事なポイントなので、しっかりと評価あるいは入札の仕組みの議論の中で検討していただきたい。

それから、先ほど森口委員もお話がありましたが、この総合的評価制度を議論する場と入札制度を議論する場は、どういうふうに考えていくのか。入札の実施主体は指定法人だと思うのですが、総合的評価制度の議論と入札の問題をどういうふうに考えていくのか、しっかりお考えを示していただけたらありがたいと思います。

○郡鴫座長 ありがとうございます。そうしたら、花澤委員、お願いします。

○花澤委員 それでは、まず、資料4-1のA、B、C、D、EのEのところですが、先ほどほかの委員からも発言がありましたけれども、このEのところの「中心となって実施する」ということについては、少なくとも「検討・実施する」にしていただきたいということです。

理由としては、幾つかEの中で、例えば地域協議会とかコンソーシアムとかで地域における自主的な取り組みを促進ということで、方向性としては我々も賛成なのですが、どんなふうにしてこの三者がこういった組織をつくってやっていくのかということの議論が全くないもので、直ちに実施しろというのはちょっと早過ぎるのではないかと。やっぱり検討ということも必要であるということでもありますし、特に合理化拠出金のところで、前回も私どもは反対を申し上げたのですが、この合理化拠出金の4ページの箱の2つ目のところ、例えば「拠出金を活用した消費者への分別意識の普及啓発の促進を図るべきである」と書いてあって、直ちにEとして実施しなさいというのは乱暴である。この辺は我々としてはおかしいと思っていますので、議論することはかまいませんけれども、直ちに実施というのはおかしいということでもあります。

あと、「関係者と連結しつつ」というのがAとかDとか文章で出てきますが、この辺については特定事業者が関係者として参加した形で検討をお願いしたい。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 この4—2にまとめてくださったことは、たくさんあるなというのがまず第1の感想なのですが、これは全部一遍にやれということではなくて、少し優先順位をつけるとか、ロードマップも含めてもう少し整理して、それからスタートして、とにかくやってくれれば全部尻切れトンぼに終わるので、そこはお願いしたいと思います。

それから、資料5ですけれども、これもきょう初めてみさせていただいて、さっきの説明でよろしいのかと思いますけれども、下半分、こういうところは登録要件だなと私は思います。だから、こういうところは要らないかなと——要らないかなというか、ここでは要らないかなと。品質評価には要らないかなと思います。

配点や何かについては、とにかく今ここでコメントするあれではないのですが、とにかくこれをじっくりやっていく部分と、それから平成29年度の入札もあるので、そういう日々のなところに間に合わせる部分というのとちょっと切り離してやってほしい。

さっき、高度な利用をとってしまおうなんていうような話がちょっとありましたけれども、これも簡単にとるのではなくて、仕方によっては用途限定だっているいろいろな評価項目になり得るので、そういうところはちょっと少しじっくり時間をかけてやってほしい。いずれにしても、これはじっくりやってほしいことと、すぐやることとで分けてやってほしいと思います。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。では、根本委員、お願いします。

○根本委員 数点申し上げます。

発言が相次いでおりますように、あまり政府が自主行動計画に過度に関与することになりますと事業者の自主的取組みではなくなってしまいますので、自主行動計画については、事業者の自主性にお任せいただきたいと思います。

2点目でございますけれども、この場で繰り返し申し上げてまいりましたとおり、自治体の分別収集・選別保管にかかわる費用の透明化は、前回の法改正時からの課題であったにもかかわらず、今日時点においてできていないという事態がございます。5年後に再びこのような事態が繰り返されないよう、ぜひ個別自治体の費用構造の透明化が図られるようにして

いただきたいと思います。

それから、この場で繰り返し申し上げましたように、入札制度につきましては透明性の確保された場において検討をしていただきたいと思います。

なお、参考資料1でまとめられているパブリックコメントの結果につきまして、「所属」部分の書きぶりに不整合がみられますので、統一していただきたいと思います。意見募集要項では、氏名と企業・団体名を公表する可能性があるとしていましたが、この資料では、個人は「個人」とされ、自治体については局の名前、大学については科の名前になっているのに対し、団体等につきましては団体名のみ記載されております。

○郡嶋座長　　では、中田委員、お願いします。

○中田委員　　4-1の1ページ目の「リデュースの促進」というところの3つ目です。3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップということなのですが、こちらはこれまでも実施させていただいていますし、あくまで事業者が主体でやることというふうに認識をしておりますので、こちらはAがなくてEのみでいいのではないかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、4ページ目の上から2つ目のポツです。「選別を一体化」という部分なのですが、こちらは必要なことはやるべきだろうと思っておるのですが、特に日本の場合、消費者が分別してきちんと出すということが非常にリサイクルの高度化というところにいい影響を与えているのかなと思っております、こういったところに悪い影響を与えないようなやり方というのを事前に慎重に選んでやっていただきたいと思います。

以上です。

○郡嶋座長　　ありがとうございます。では、中井委員、お願いします。

○中井委員　　これまでも出ましたけれども、自主行動計画のフォローアップについては、やはり少人数の客観的な委員による審議会のサブグループのようなところで十分な審議時間と透明性を確保して実施することを提案いたします。

それから、3Rに関する普及啓発は最も大切なところだと思っています。国もしっかりとこれは関与すべきだと考えています。この3月に公表された中環審の第三次循環形成推進基本計画の中で、意識行動調査をインターネットで調査した結果をみると、「ごみ問題に関心がある」は平成19年度から15%も減っています。それから、「ごみを少なくする配慮やリサイクルを心がけている」というのは21%も低下して57%になっています。日本の3Rには大きな課題がまだまだあると考えられます。中環審の結論でも、循環型社会に関する意識と行

動が減少傾向にあり、行動に至るような効果的な発信、そして循環資源フローの情報提供、見える化等が必要と指摘されています。国もしっかりと関与してほしいと思っています。

それから、継続して検討する事項については、有効性が確認されたもので法改正の必要性のないものについては、5年後の見直しを待たずに適宜実施していくことを明記すべきです。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 ありがとうございます。資料4—1についてですけれども、A、B、C、D、E、それぞれ責任をもって仕事をするということで、それはわかったのですけれども、ちょっとわからないのは、「合同会合等」というところに必ず「等」が入っているのですけれども、この「等」の意味をちょっとご説明いただければ。これは、こういうものを合同会合等というというふうな説明にさせていただきたいというふうに思います。

あと、見直しの話なのですけれども、見直しというのは必要だとは思っておりますけれども、上から3個目のポツに関してなのですけれども、せっかく質の——もちろん高度化というのは重要で、それはそれで検討は重要なのですけれども、私たちとのつながりという視点では、やっぱり容器の包装材に関しての再生材を利用したものですというのがちゃんとわかるようなことというのはやっぱり重要だというふうに思いますし、それが分別等につながっていくわけで、質だけをちょっといわれると、いい製品をつくってくださるということはやっぱり重要なので、この3つ目に関しては何らかの検討をもう一度お願いしたいなというふうに思いました。

以上です。

○郡鴫座長 そうしたら、杉山委員、お願いします。

○杉山委員 ありがとうございます。私は委員としてはえらそうな発言をしてきましたけれども、実生活では大変面倒くさがりで、いい加減で、ずぼらな住民なものですから、この機会に住民として意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目です。資料4—2の1の、国が中心となっているところの4つ目の丸に関連するところですが、分別のしやすさを考えれば、製品プラスチックと容器包装プラスチックは合わせて回収できるようにしていただきたいというふうに思っております。

2点目です。これはちょっと資料のどこに直接関係するかわからないのですが、その他プラスチックの汚れがどの程度まで許容されるのかということも自治体によっても基準が違って、非常に住民にとっては判断しづらいところがあります。結果としてケミカルリサイ

クルされるのであれば住民がそれほど汚れを気にすることはないわけで、何のために手間をかけているのかということをも明らかにしてもらいたいと思っています。マテリアル、ケミカルというプラスチック手法を自治体が選択できるようになれば、住民はそれに合わせて無駄な手間を省くことができると思います。

私は、住民が協力しやすいように仕組みを変えていく必要があると思っています。今後検討する際には、仕組みを変えられない理由をあげつらうのではなくて、何を解決すれば、何をクリアすれば仕組みが変えられるのかという視点での議論が必要だと思っています。

以上です。

○郡嶋座長　ありがとうございます。佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員　容り法について、継続的な課題については適時適切な見直しを行っていくことが必要だということが考え方として出されておまして、それに基づいて資料4—2に幾つかの項目が出されておりますが、これにかかわらず、今回の審議会でいろいろ議論されたものをきちんと取り組んでいただきたいと思っています。特に、容り法の枠に入っていない項目、議論の中でもここでは審議すべきではないという意見まで出たわけですけれども、そういったものも場を設けてきちんと議論をしていただきたい。それも早急にやるということをお願いしたいと思います。

以上です。

○郡嶋座長　ありがとうございます。崎田委員、お願いします。

○崎田委員　ありがとうございます。今回資料4—1と4—2でどういう主体が何をやるかを非常に明確に出していただいたというのは大変ありがたい方向だと思っています。

特に2つ申し上げたいのは、1つは、資料4—2の1番目のところに、国が中心になって検討していきたいということですが、一番最初の項目に3R推進団体連絡会の自主行動計画のフォローアップということで、きょうはこの後それがあると思うのですが、最近は各団体で本当に熱心に取り組んでおられと理解しておりますが、短時間でそれを伺ってフォローアップするというのはなかなか難しいですので、じっくりとした場で優良事例をもっと発信できるような形でやるというのが大事だと思っています。今回のG7や富山の環境大臣会合でも資源の効率的な活用というのが本当に強調されましたので、やはり資源をみんなできちんと使っていこうという、そういうような方向を見据えるのはとても大事だと思っています。

もう一点、5番目のところなのですが、「事業者、消費者、自治体等」の「等」のところ

は、きっと国がコーディネーターとしてやってくださることで推進力がつくのではないかと  
思っております。協議会などもそのような呼びかけを踏まえて、連携・協働の場をつく  
っていくという、そういうところが大事だと思います。

なお、ここには入っておりませんが、2020年のオリンピック・パラリンピックは、例えば  
容器包装材など2Rの推進とか、特徴的なことを具体化するのは大変いいきっかけになると  
思いますので、こういうところもきちんと踏まえて、3R推進の方策や人材育成に取り組ん  
でいくということをもう一回強調させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○郡嶋座長 ありがとうございます。酒井委員、お願ひします。

○酒井委員 資料4—2の1の「国が中心となって」云々というところでございます。こ  
こが、基本的にこの「合同会合等」の「等」という話は指摘がございましたが、仮にこの合  
同会合をイメージすれば、今書いていただいている自主行動計画とか、それから2つ目の多  
量業界の取り組み状況の現状、その次の実証研究の2課題といったところは、やはり冷静な  
レビューあるいは比較論的な検証が必要な内容かというふうに思いますので、もう少し小さ  
いグループで検討する方向というのを模索してもいいのではないかというふうに、この点は  
やはり強く思います。

それから、森口先生のほうから、素材別リサイクル戦略の言及がございました。これは、  
この容器包装に関しては今後非常に重要な話だと思います。特に再生可能素材等々も将来見  
据えていかないとすれば、やはりそういう方向での検討をしっかりと場をつくってやるべきと  
いうふうに思います。

以上です。

○郡嶋座長 ありがとうございます。古塩委員、お願ひします。

○古塩委員 ありがとうございます。資料4—1、8ページ、「指定法人において廃ペッ  
トボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施すべきである」につきまして、原  
案に賛成いたします。この点検作業は、私どもも従来より述べております、さまざまな関係  
者を集め、透明性の高いオープンな議論の場で行ってくださるようお願いいたします。

あと、5ページ目、「収集量拡大及び再生材の質の向上の観点から、自治体による収集ル  
ートとは異なる店頭回収について」云々という記載箇所でございますが、つまりペットボト  
ルについて自治体による収集ルートとは異なる店頭回収、いわゆる事業系ルートと認識して  
いることから、この回収された使用済みペットボトルは各店舗で責任をもって処理すること  
が明確化されたと認識されます。近年、ペットボトルは有償取引になっており、その中で店

頭回収された使用済みペットボトルは品質のよい使用済みペットボトルと認識されますので、高値で取引されることを期待します。このように積極的に取り組む事業者に表彰制度で応援するという取り組みは、収集ルートの多様化を促し、ひいてはリサイクル基盤のタフさをもたらすということから、このような原案に賛成いたします。

以上でございます。

○郡鴫座長 ありがとうございます。そうしたら、小迫委員、お願いします。

○小迫委員 ありがとうございます。私は、資料4-2の「国が中心となって」云々という部分であります。事業者の自主行動計画に基づく取り組みについては、規制的手法や経済的手法に比べ努力している事業者が評価されにくい。ため、こうした事業者を適正に評価し、業種・業界内のトップランナーを応援すべきであると考えています。しかし、現状では消費者にとってどの事業者の取り組みが優良事例なのか判断しがたい、するのが難しいという状況にあるというふうに考えております。したがって、3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップ及び容器包装使用量が特に多い業界における取り組み状況の検証について、委員1人当たりの発言時間や発言回数が確保され、なおかつ透明性を担保した検証の深掘りは可能という観点から、少数の委員による審議会のサブグループにおいて十分な時間をかけて実施すべきではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○郡鴫座長 ありがとうございます。鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 資料5の総合的評価の見直しについて、質問です。

先ほど、早急に進めるというお話だったのですが、早急に見直しを始めて、いつをめどにされるのか教えていただきたいと思えます。

○郡鴫座長 そうしたら、川村委員。

○川村委員 川村でございます。

資料4-2の容器包装使用量が特に多い業界における取り組み状況の検証につきまして、こちら資料4-1の2ページにおいては、消費者に販売する段階、小売段階で付されてありますので、これは小売が対象という内容でよろしいのかということを確認したかったことと、あと、審議会のサブグループ等での検討について、資料4-2の入札制度の課題につきましては、より競争環境をつくり社会コスト低減につながりますよう制度設計をしていただきたく、傍聴等も可能な公の席にて議論をお願いいたします。

また、1の、国が中心となって有識者・関係者で連携しつつ検討につきましても、事業者に影響の深い課題も多いので、討議経過等がわかるように、オープンな場所でオープンな運

営をお願いしたいと考えております。

また、フォローアップにつきましては、これまでの自主行動計画で容器包装のリデュース等について一定の成果が上がっていると考えております。中身の品質保持をしつつ、容器包装の環境配慮設計等を進めるのは、その技術をもつ製造事業者の責務であると認識しており、法的な規制よりも自主行動計画に基づく取り組みの推進が有効であると考えております。

取り組みの結果につきましては、引き続き審議会で報告してまいる所存でございますので、サブグループの設置等は特段必要ないと考えております。もちろん報告に当たっては、取り組みの透明性を高めるための努力を引き続き行っていきます。

以上でございます。

○郡嶋座長 ありがとうございます。織委員、お願いします。

○織委員 今まで容器包装リサイクルについては、個別の議論はもう随分議論し尽くされてきたと思います。ですから、ここではやはりあるべき方向性、森口委員もおっしゃっていましたように、素材の資源化について、やはり国全体として方向性を示して、その中で質の高い、そして安定的な供給をするためにはどうしたビジネス条件・競争条件を備えていかなければならないのか、今の容器包装の中で議論するところの限界みたいなものも打ち出しながら、その中で個別の論点というのを考えていくべきだと思います。ですから、5年後の見直しのときに、本当にまた容器包装リサイクル法があっただけいいのか。あるいは、そのときに世界全体の中で容器の枠の中で議論していることがいいのかどうかということも見据えて、今回はやはりその全体的な資源化という意味から、大所高所的な議論を国が中心になってまとめたい。

一方で、個別の論点、例えば日本オリジナルの容リ制度のいいところというのは、それはそれできちんと議論していかなければならないところですので、例えば4-1でしたら(2)合理化拠出金ですとか(3)店頭回収、プラスチック、再商品化、ペットボトル、こういったところについては個別に、日本型のいいところを伸ばしていくという個別の論点に行く。何かそういった大きな方向性というのは、もうこの時点ではそろそろ出していくべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○郡嶋座長 ありがとうございます。大塚委員。

○大塚委員 資料4-1、4-2に関して、4点簡単に申し上げますが、第1に、まず4-2の最初のところですけれども、3R推進連絡会による自主行動計画のフォローアップに

ついてでございます。これは後からまたご説明いただけるとは思いますけれども、私も中環審の地球温暖化のほうの自主行動計画のフォローアップにかかわっていますが、ちょっと余り違うのでどうかという感じもしますけれども、一つは統一フォーマットがないので、どの企業さんが頑張っておられるかがちょっとわからないということ。それから、もう一つは、ちょっとこれは当たり前のことなので、別に私が何か批判したいというわけではないのですが、今の合同審議会のままだでもし検討すると、評価者の方と被評価者の方が重なるとかということになってしまうことが残念ながらございますので、そういう意味では小さいグループでやるというのはそれなりに合理性があると思っております。正直者がばかをみることにならないようにするのが結構大事なので、そういう観点からのフォローアップをぜひ期待したいということです。

それから、2つ目ですが、容器包装使用量が特に多い業界における取り組み状況の検証ですが、これは2006年改正のときに法律で定期報告をしておられますので、その公表をぜひしていただきたいということです。

第3点ですけれども、報告書の中で本文の基本的方向で書いてある論点につきましても、政策例になっていないものについても、ぜひこの4-2のところでも反映して検討を始めていただきたいということでございます。

あと、第4でございますが、合理化拠出金等の法律に基づく制度については、残念ながら自主的にやっていただくわけにはいかないこと、そうでない場合も透明性の問題があるということをお知らせしておきます。

以上です。

○郡嶋座長　　そうしたら、最後になりますが、石川委員、お願いします。

○石川委員　　まず、既にお話が出ていますけれども、個別リサイクル法の見直しの枠内では解決しないような問題が幾つもあるので、そういう議論もするべきだろうと思います。

その見方として、一つ、既に森口委員からも出ていますが、素材別になっていないことによる課題というのが一つある。もう一つは、実際、家電でも容器でも、廃掃法の枠の中にあるがゆえにやりたいことができないという問題がある。これは違う問題なので、廃掃法でもできれば含めて一体的に考えてみたらどうかというふうに思います。

それから、社会的費用を削減していくというのは大目標だと思いますが、市町村は費用の透明化を進め、中身を分析する方向でいいとして、再商品化のプロセスのほうではプラスチックが大きな問題になっている。そうすると、長期的にはこれのコストが削減されて、理想

的にはこれがビジネスで回れば一番いいのですけれども、そちらの方向にもっていくためにはリサイクル技術の生産性を上げるしかない。これが日本の、より好ましい、望ましい循環型社会をつくるためのキーポイントだと思うんです。だとすると、これを現実的に決めるのは競争条件を強化するというのとは一つ有力な手段だと思うのですが、それを決めるのが容り協でいいのか。日本の循環型社会をよりよくする決定的なところを、指定法人の中のルールということで決めていいのだろうか、よりオープンな場で議論する必要があるのではないかと思います。

それから、最後、コンソーシアムですが、これは、地域的に住民がやるというのは住民サイドからいくといいと思うのですが、一方で生産者からいうと、地域ごとの製品というのはつくれませんから、そういう意味では全国レベルの構造もあるので、そのあたりをちょっと整理していただきたいなと思います。

以上です。

○郡嶋座長　ありがとうございます。一応委員の皆さん方からのご意見をいただきましたが、この後、代理やオブザーバーの方からもご意見をいただくということになっていきますけれども、私がいただいていますスケジュールの中では、5時20分を上回っている場合には申しわけないけれどもという形が書かれております。あとちょっと調整をしながら、これは今までの観点とは違うという形の論点がございましたらご発言をいただきたいと思いますが、とりあえず、それぞれの省庁に幾つか質問が出ましたので、その質問につきまして答えていただくということからさせていただきたいと思います。

○深瀬課長　多岐にわたるので全てについてお答えできないので、主要なところについて、しっかりと検討させていただきますというようなご回答もさせていただきます。まず、ご意見ということで、資料4-1のA、B、C、D、Eの記載につきまして、特にEにつきましては「事業者、消費者、自治体等が中心となって実施・検討する」。検討といったことも含めてという話がございました。今この場で「検討・実施する」という形でということではないのですが、これもご意見として含めて検討したいと思います。資料4-1も、本来的には時間とかスケジュール感を明確化することが望ましいものだと思いますけれども、そこまで至らなかったということがございます。そういう意味で、先ほどお話がありましたように、直ちに実施という、そこまで求めているわけではございません。そういう意味で、「検討」といったことも実施の中には含まれているものだと、そういうふうに理解をしています。

それから、総合的評価制度につきまして幾つかの委員の先生の方々から、総合的評価制度

と、あと入札のあり方等々につきまして、どのような形で、どうやっていくつもりなのかというご質問があったかと思えます。これは、我々、今後考えていかなければいけないところではございますけれども、そもそも、総合的評価制度の見直し自体は入札制度の見直しの一環、一体をなしている一部であるというふうに考えています。入札をするに当たってのやり方ということでございます。したがって、一つは、本日資料5でお示ししましたような、この見直しの、こういう項目で点数をつけるというものがございますけれども、そもそも、その競争入札の、例えば倍率をどれぐらいに設定するのかとか、そうしたような制度設計もあわせて、それは本来的には議論をしていくべきものだというふうに考えています。それで、こうした部分につきまして、我々は基本的に審議会のサブグループなどでしっかりと議論をしていくという必要があるだろうと。その検討結果につきましては合同会合に報告するということが必要だろうというふうに考えています。

それに絡めていきますと、「等」というのが何を指しているのか。合同会合等々を含めて、「等」ということなのですけれども、基本的に審議会のサブグループという設定にしたら合同会合に報告するという形をとるべきだろうというふうに考えています。我々は基本的にそういうような形で考えているのですけれども、必ずしも審議会という形でやるのが望ましくなく、例えばもう少し研究会という形でやるべきものがあるということもあるかもしれないと。そういう場合のことを考えて「等」というような位置づけにしているのですけれども、基本的には公開で制度設計のお話についてはやっていくことが必要だろうというふうに考えています。ただ、機微な内容にかかわるような話というのが出てくるようであれば、それは余り公開になじまないということもあるかもしれないということだと考えておきまして、そういうような意味合いをもって、ちょっと「等」ということを入れているということでございます。ここは、原則としてやはり公開でもってやっていくという形の中で検討していくことが必要だろうと思っています。

それから、その関連でもう一つ申し上げますと、総合的評価制度の、先ほど資料5の変更がいつ反映されるのかというお話、ご質問がございましたので、この点については、できれば平成29年度の入札に反映させていきたい、できる限り早期に反映させていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

それから、資料4-1の項目について、優先順位をつけてしっかりとやってくれということもございましたけれども、我々も優先順位をつけたいというところもあるのですけれども、実際、本報告書を取りまとめるに当たりまして、関係者の方々は非常に多岐にわたりますの

で、多くの方々からすれば自分の関連する項目が優先だというふうなお気持ちもあるでしょう。なかなか、いろいろ主体が多い中で優先順位をつけるというのはちょっと難しいという点もご理解いただければというふうに思います。

それから、パブリックコメントについて名前の不整合のお話がありました。技術的な点なのでお答えしたいと思いますけれども、我々からパブリックコメントで出した際には、ご提出いただいたご意見については氏名・住所云々を除き全て公開される可能性があることをご了承くださいという形にしています。ただ、そういう形になっていて——ということで、我々、そここのところは整合性がとれているということだと考えております。あとは、ただ、法人名で切るのか、それよりもう少し下のところで切るのかという、ちょっとそここのところの整理という話は確かに残るのかもしれませんが。そこは考えたいと思います。

それから、資料5の関連で、もう一つ追加で申し上げたいのは、ご質問の中で、資料5の中で「再商品化事業の適正かつ確実な実施」という3番目の項目については、これは落とさないようにしてもらいたい、消費者との関係では使用用途についてもしっかりと記載して、引き続きみていってもらいたいというお話がありました。ちょっと誤解がないように申し上げておきたいのですが、ここの下の項目、右側には「再生材の質の向上に関わらない項目については、指定法人の登録要件や査定に活用する」と記載しております。これは、我々はこれをなくす、もうみないというふうに申し上げているわけではなくて、これは既に、皆さん非常に優秀なので、ほとんどの方々がこの項目をクリアしているということでございます。したがって、登録要件にするというのはどういうことかということ、これをもうみないというのではなくて、これは入札に当たって当然実施している項目であるということとしてみると、当然満たすべき条件であるというふうに捉えておきまして、こうした部分については引き続き入札に参加される方々はちゃんと満たすものだと、そういうふうに理解しております。

それから、その他、この容りの枠にはまらない項目についてもしっかりと議論をしていくというお話が幾つかございまして、こうしたこともしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、自主行動計画と多量利用事業者の報告の話がありました。ここはいろいろな意見があるかもしれませんが、自主行動計画につきましては、基本的にこれは業界自身として何ができるかという観点で主体的に取り組んでいるというものだと。そうした自主的な取り組みというものがそれなりに機能しているからこそリデュースが進展しているのだというふ

うに考えています。審議会で——この後もございますけれども、しっかりと報告、ご審議をいただいているところがございます、基本的には事業者みずからの点検あるいは第三者機関による点検という形でやっていくのが適切なのではないかというふうに思っています。

それから、多量利用事業者の定期報告につきましても、これは本来的に法律第7条の6と第7条の7に規定されているものでありまして、これは事業者による報告を踏まえて、勧告、公表、命令といったものを、主務大臣が責任をもって個別企業に対して措置を講じるというものになっています。定期報告の結果につきましては、我々、これはしっかりと、この審議会へも報告を行っていく。これまでも行ってまいりました。これは引き続きしっかりと説明をしたいというふうに思っておりますけれども、個別企業への具体的措置につきましては一義的には行政庁が責任をもって実施するべき事項であろうというふうに思っており、これは審議会のサブグループで議論することにはなじまないのではないかというふうに考えています。

いろいろご議論はあるかもしれませんが、済みません、その他ちょっと抜けているところもございますかもしれませんが、とりあえず返させていただきました。

○郡嶋座長　ありがとうございます。

そうしたら、追加的に、ご質問がありました関連のところ、環境省のほうからよろしくお願ひします。

○田中室長　深瀬課長から回答いただきましたが、自主行動計画のフォローアップや多量消費事業者の取組の検証については、少人数のグループでの検討など様々な御意見をいただきましたので、両省の中でもよく相談しながら今後の方向性について議論していきたいと考えております。

○郡嶋座長　ありがとうございます。

あと30分の中で、ご挨拶を最後にいただくという形からいうと、フォローアップがなかなかできませんので、代理の方で、まず、今までの観点と違うところで発言をしたいという方がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただけたらと思います。いらっしゃいませんか。

そうしたら、オブザーバーの方で、今までの観点と……。そうしたら井口さん、済みません、お願ひします。

○井口氏　オブザーバーの井口です。

手法の評価のところですがけれども、総合評価のところでもありますけれども、やはり環境の負荷、削減効果なんかをしっかりと、実績に基づいてオープンにしてもらえたほうがいいの

かなと。毎年容りのほうで実績データとかを出していますので、そういったものできちんと評価していただければいいかなと思っております。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。そうしたら、大平オブザーバー、お願いします。

○大平氏 ありがとうございます。いただいた資料4は報告書の繰り返しのようにはみえます。ちょっと極端な言い方をさせていただきますと、これ以上検討を続けても同じことが繰り返されるのではないかと思います。

そこで提案ですが、ここまで来たら、あとは国の責任で施策を決定していただきたい、そして前へ進めていただきたいと思います。ただ、例外は自主行動計画のフォローアップです。これは国がやるのではない。なぜなら、3Rと、環境負荷の低減と、容器の機能維持という三者の調和のとれた推進、これは中身と製品のことをよく知っている事業者しかできない。――「しか」とはいませんが、事業者が最も適している。ところが、いただいた資料をみますと、国が目標を決めて自主行動を管理する、そのようなニュアンスに読めますので、そうではないと。これは事業者の自主的な行動に任せていただきたいということです。

以上です。

○郡鴫座長 ありがとうございます。そうしたら、また追加的なご意見をいただく形で挙げられていますが、もしも必要であれば、何らかの形で、メールか何かでよろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味で、次の「3R推進団体連絡会による第二次自主行動計画2015年フォローアップ」について、ご報告のほうをお願いしたいと思います。こちらは既に報告書にも記載されていますので簡潔にお願いしたいのですが、3R推進団体連絡会の幹事を務めておられますプラスチック容器包装リサイクル推進協議会の久保専務理事よりご説明のほうを手短にお願いしたいと思います。

○久保専務理事 こういう機会をいただきましてありがとうございます。3R推進団体連絡会の今年度の幹事長を務めております、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の久保でございます。

お手元に資料が行っているかと思いますが、2014年度実績のフォローアップ報告をさせていただきますと思います。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

表紙につきましては、今申しました3R推進団体連絡会の構成メンバーが書いてございます。

1枚めくっていただきまして、自主行動計画の概要でございますが、私どもの連絡会は、容器包装リサイクル法の対象でありますガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙容器、段ボールの各素材の容器包装の3R推進に係る8団体で、2005年12月に結成いたしました。循環型社会の構築に寄与するために、容器包装リサイクル法に基づく分別収集と再商品化をはじめといたしまして、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を一層効率的に推進するために事業を推進しております。

当連絡会の自主行動計画は、容リ法に関する前回の見直し審議の過程で経団連の提言を受け、また、2008年まで産業構造審議会の中で進められておりました廃棄物処理リサイクルガイドラインのフォローアップを受け、それを継承する形で、「事業者の役割の徹底・深化」と「主体間連携の強化」、この2点を柱として2006年3月に公表いたしまして、現在2011～2015年までの第二次自主行動計画の最終年度を終えたところです。

次のスライドでございます。

内容でございますが、事業者みずから実施する3R推進計画という部分と、次のページのところ、大きく2つに分かれております。事業者みずからが実施する計画の中では、数値目標を含めまして、リデュース、リユース、リサイクルに関する行動計画をまとめております。リデュースについては、軽量化・薄肉化、使用量削減、適正包装の推進等々、開発を進めております。また、リユースについては、リユースびん市場の開拓、容器別の取り組み、消費者意識調査などをやっております。リサイクルにつきましては、リサイクル率の向上、容器包装のリサイクル性の向上、市民へのPR・啓発、集団回収等の多様な回収の拡大などに努めております。このように、事業者みずからが自主的な目標を掲げて、特にリデュースなどを推進しているというのは世界的にみても例がないと私どもは理解しております、我が国の先進的な取り組みを示す事例であると自負をしている次第でございます。

次のページでございます。

主体間の連携に資するための行動ということでございまして、3R推進団体連絡会として構成8団体で共同で取り組む課題と、それぞれの各団体で取り組む課題の2つに分かれております。このうち構成8団体共同での取り組みというのは、そこに書いてありますように大きく3つでございますが、全体として3Rの普及啓発をやっております。個別の話については、時間の関係で割愛をさせていただきます。

次のページが、2014年度の実績報告でございます。

1枚めくっていただきまして、まずリデュースの取り組みでございます。そのスライド

にありますとおり、「容器包装の最適化」を目指した取り組みを進めております。その一例がそこに記載されておりますが、容器包装には、内容物の保護、取り扱いの利便性向上、消費者への情報提供など、基本的な機能・役割がございます。こうした機能を損なわずに、なおかつ軽量化・薄肉化、リサイクル適正の維持などを進めていくには、環境負荷低減と機能とのバランスといったことに配慮していく必要がございます。これは容器包装を熟知している事業者による——私ども連絡会を構成する各団体がそれを担うわけでありませけれども、それぞれの素材の特性に応じて取り組みを進めております。各団体ごとに3R改善事例集を作成し、関係の企業等々に紹介をして情報共有をしていく。また、軽量化・薄肉化の情報提供をするといったことをやっております。

次のページ以降は、リデュースの第二次自主行動計画の2014年度までの実施状況でございます。詳細の数値はお目通しをいただきたいと思っております。2ページに分けて記載しております。第二次自主行動計画では、ペットボトル、紙製容器包装、スチール缶、アルミ缶、段ボール、この5つの素材の目標値を上方修正いたしました。いわゆるPDCAを回していくという観点から、目標を見直しながら、適宜必要なところは修正していくというふうにやっております。これ以外にも、この期中にリデュース率の目標を達成したという素材もございません。

次がリユースの取り組みでございます。時間の関係で少し急がさせていただきます。

リユースに最も適した飲料用食品容器はガラスびんですが、流通の構造、消費者のライフスタイル変化などで、ガラスびんのリユースシステムは経年的な使用量の減少にはどめがかかっていないという実態であります。ガラスびん3R促進協議会では、リユース促進に向けて国の実証事業への参加あるいは消費者・自治体等の流通販売事業者さんとの連携による地域市場性に合わせた取り組み等々をやっております。これらのことにつきましては、ガラスびん3R促進協議会のホームページ等々で報告してございますので、ご関心がありましたらごらんをいただきたいと思っております。

次のページであります。リサイクルの取り組みでございます。これは、設計段階から回収、再生利用段階まで多様な取り組みというのが求められております。各団体では、リサイクル適性の面から3R改善事例集を作成したり、環境配慮設計ガイドラインを作成したり、さまざまな取組を進めております。例えば使用済み容器包装の集団回収・拠点回収などを進めている事例もございます。また、設計段階での容器包装のリサイクル適性の向上、つぶしやすさ、折り畳みやすさの向上などに取り組んでいるといったこともございますし、さらに

分別収集を行う消費者への講習会あるいは回収実施団体への回収機材の提供や表彰など、さまざまなことをやっております。製造、消費から、回収、再資源化に至るマテリアルフローの把握精度の向上を目指して、組成分析調査、各種実態調査を行ったり、高度化のための専門家を交えた検討なども行っておる次第でございます。

それらの結果についての数値が次のページとその次のページでございます。数値目標を上方修正した素材が2つございますし、目標を達成している素材もございます。数値についてはお目通しをいただきたいと思っておりますけれども、これも期中でP D C Aを回して、必要なところは適宜修正をかけているというところでございます。

次のページが「連携のための共同の取り組み」ということでございまして、1枚めくっていただきますと幾つかの事例がこれ以降出てまいりますけれども、1つ目が意見交換会の開催でございます。これは、市民・自治体と事業者の意見交換の場を「容器包装3 R交流セミナー」という形で毎年開催をしております、容器包装の3 Rを進めるに当たって、今後の進め方あるいは市民・自治体の皆さんとの相互理解と信頼や連携を強めるために各主体との意見交換を行っております。2015年度は静岡、福井、埼玉の3都市で行いました。分別収集、事業者の3 Rの取り組み、E P R、情報共有のあり方、環境配慮設計あるいは日常的な分別のあり方など、さまざまなテーマが出されまして、極めて忌憚のない、非常に深掘りのできる意見交換ができたと考えてございまして、今年度も首都圏及び九州などでの開催を予定しております。

次のページは、もう一つ市民の皆さんとの共同の取り組みの中で、3 R市民リーダーとの交流ということがございます。これは3 R市民リーダー育成プログラムというものでございまして、2015年度は越谷市、さいたま市で、3 Rリーダーと一緒に共同させていただきました。このプログラムは、都内の消費者リーダーの方々が2011年度から検討し、作り上げてきたものでございまして、一般消費者を対象にした3 Rの伝え方、イベント等で使える講座プログラムの作成・実施、地域の市民リーダーの方々へのご活用といったことをやっております。このプログラムはN P O法人「持続可能な社会を作る元気ネット」を事務局といたしまして数年前からやっております。今年度もこの活動を継続してまいります予定でございまして、そのページに映っている写真は去年の実施状況の一端でございます。

さらに、次のページでは、容器包装3 R推進フォーラムのご紹介でございます。写真の年次が少し古くて申しわけありませんが、第一次自主行動計画の初年度、2006年度からずっとやっております。毎回そのフォーラムには自治体の皆さん、市民団体、地域の住民の方など

などにご参画をいただき、容器包装3Rと分別収集の先進的な取り組み事例の学習あるいは情報交換等を行っております。ちょうど2015年で10回目になりまして、今年度2016年度も11月に都内で開催をする予定でございます。

次のページはパンフレットでございますが、これは市民リーダーとの共同で作成をいたしました「リサイクルの基本」というパンフレットをつくりました。なおかつこれを地域ごとに落とし込んで、川口市であるとか川崎市の市民の皆さんとそれぞれの地域版をつくったりしております、これは全国的に配布しておりますので、ご関心がありましたらぜひ、ホームページ等を通してご要請をいただければお送りいたします。

また、次のページも同様のパンフレットでありますけれども、当連絡会の紹介と容器包装3Rの基礎情報をまとめたパンフレットでございます。これもホームページにございますので、ご関心があったらお目通しをいただきたいと思っております。

○郡鴫座長 済みません、もうちょっと手短にお願いいたします。

○久保専務理事 わかりました。

あとは、展示会の出展、ごらんいただければと思います。エコプロ等の出展、3R推進大会への出展でございます。

その次のページは、ホームページのところで紹介でございます。

さらに、最後の1つ前でございますけれども、神戸大学の石川先生との共同研究を昨年度から始めておりまして、EPRの観点からの共同研究を進めております。

ほかにも幾つかございますが、さらに現在は次の第三次計画を検討中でございます、これらの詳細は近々ホームページに掲載をする予定ですので、ぜひホームページ等でごらんいただきたいと思っております。3Rのさらなる推進に向けて引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○郡鴫座長 どうもありがとうございました。説明にご協力いただきましてありがとうございます。

5分ほど、ただいまの報告に対しましてご質問がございましたら受け付けたいと思っておりますけれども、質問はございますか。

そうしたら、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 済みません、具体的なことでちょっとお伺いしたいのですが、7ページのガラスびんですが、2.8%軽量化が2015年度目標ですが、2014年度実績は1.4%ですけれ

ども、この2014年度実績も2004年度比ということなのでしょう。

それから、2004年度比というふうに、11年前と比較しているというのは、2004年を基準にされたことは何か理由があるかということ、以上の2点を教えてください。

○郡鴫座長 今5人挙げていただいています、1分ずつで質問のあれをやりたいと思いますので。

○久保専務理事 基準年度の2004年は、先ほど申しました産構審の容器包装リサイクル、廃棄物処理リサイクルガイドラインのフォローアップ報告の最終年度にあたりますが、そのフォローアップ報告と同時期であり、それが出発になっており、その数値が参考になっております。

ガラスびんについては、ガラスびん3R促進協議会から答えて頂きます。

○山村委員 2.8%の軽量化目標に対して2014年実績が1.4%ということですが、いずれも2004年度比であり目標未達ということでご質問をいただいたと思います。結果としてはそうなっておりますが、1本当たりの重量を単純平均しますと約6.6%がこの間減少しています。びん容量の構成比が変わりますので、それを一応修正した形でこういう数字になっているということです。

ガラスびんの軽量化につきましては中身メーカーさんとガラスびんメーカーの連携でおこなっておりますが、軽量化に貢献した商品が他素材に置きかわっていつてしまったり、あるいはガラスびんの特性でもある重量感のある容器が採用されるとかということで、なかなか業界として読めない部分もございまして、未達になっていますが、引き続き軽量化商品の開発は続けていきたいと考えております。

○郡鴫座長 ありがとうございます。そうしたら、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 8素材あるわけですけれども、8素材のリデュース、リサイクルの目標を設定するとき、その値が適正かどうかというのは自主目標ではありますけれども、例えばオランダのKIDVみたいに、企業が設定した目標値をテストしたり、あるいは検証したり、それについてアドバイスをしたりということをしているのですが、貴連絡会では、今後そのような第三者が検討するということを考えていらっしゃるのでしょうか。むしろそういうことを加えると、より信頼性のある値になっていくのではないかと思います。

○久保専務理事 ありがとうございます。基本的に、まず素材ごとで実情を踏まえて目標設定をしております。これは、適正かどうかについてはいろいろな見方があるかと思いますけれども、これまでもそうですが、これからも、素材ごとに、市民の皆さんや学識者の方あ

るいは自治体の皆さんともお話をし、目標数値についてご意見をいただいております。そういうことを通して目標値をさらに深掘りする取り組みを進めてゆきます。第三次計画についてはさらに、指標の見直し等も含めてさらにしっかりとやっていこうと考えております。

○郡鴫座長 崎田委員、お願いします。

○崎田委員 ありがとうございます。連携のための共同の取り組みということでいろいろありますけれども、きょう発表いただいた、特にリデュース、リユースのところなどは、環境配慮設計、いってみればそういうところを推進して下さっているところだと思うのですが、今、環境に優しいライフスタイルの実態調査などでは、本当に関心のある方は去年の数字だと74%あるのですが、消費行動に結びついている方が38%というデータなんですね。やはりこの差を埋めるという、そこにどういうシステムをもっていくかというところが大事だと思いますが、この8団体の皆さんは、どこが課題で、どうやって広げるかという、今どういう議論をされているか、教えていただければありがたいというふうに思います。

○久保専務理事 ありがとうございます。素材ごとに取り組み状況のポイントが変わってくるかと思いますが、それぞれごとにガイドラインをつくったり、例えば私どもはプラスチックについては環境配慮設計指針といったものをつくって、それを各会員企業を通じて商品政策などに反映していくといったことをやっております。それぞれの素材ごとに目標を立てて進めているところでございます。

○郡鴫座長 そうしたら、中井委員、お願いします。

○中井委員 それぞれの目標値がここに出ているのですが、それぞればらばらな目標だと思います。もうちょっと各素材の目標を比較可能なものとしていただきたいという要望があります。

それから、環境配慮設計を実現した製品というのはいろいろ出ていると思うのですが、消費者にはやはりまだまだ伝わっていないと思っています。諸外国と比べて我が国の環境配慮設計はどの程度進んでいるのでしょうか。そういうことを消費者の商品選択につながるように、もっと積極的に情報を公開してほしいと思っています。

○久保専務理事 ありがとうございます。目標の値については、それぞれの素材ごとに異なります。例えばガラスびんとプラスチックでは単位当たりの重量の単位が違うなどの状況がありますので、素材に適した目標値の設定をさせていただいてほしいと思います。

それから、環境配慮設計等々については、外国と比べてどうかというご指摘に関しては、

見方はいろいろあるかと思いますが、私の個人的な見解では、日本は相当いいところをいつている、かなり高いレベルにあると私は理解しております。ただ、そういう比較をした客観的なデータがあまりありませんし、あまり見ておりません。冒頭申し上げましたけれども、こういう取り組みそのものが日本が世界を引っ張っているのではないかなと思っております。

○郡鴫座長　　そうしたら、最後に根本委員、お願いします。

○根本委員　　今の件ではなく、先ほどの深瀬課長の回答の件です。

○郡鴫座長　　わかりました。ありがとうございます。

久保専務理事、どうも丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

一応これで本日の課題は全部終了いたしました。今までのいろいろなご意見をいただいていますので、そういう委員の皆さん方のご意見を踏まえながら、関係主体でそれぞれ、本日は承いただきました最終的な報告書を踏まえた上で、それぞれのリサイクル制度あるいは減量化についての取り組みを進めていただきたいと存じます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局のほうへ一旦お返しをいたします。

○深瀬課長　　それでは、ご審議大変ありがとうございました。おとりまとめいただきました報告書につきましては、本日の審議を踏まえまして、直ちに実施すべきもの、検討を行うもの等につきまして着実に進めてまいりたいと存じます。

平成25年9月から、中断もありましたが、長期にわたるご審議ありがとうございました。

それで、最後に事務局を代表いたしまして経済産業省大臣官房審議官の三又、それから環境省廃棄物リサイクル対策部長の鎌形より一言ご挨拶申し上げたいと思ひます。

○経産省三又審議官　　経済産業省の三又と申します。

平成25年9月の第1回の会合から、途中中断もございましたけれども、本日このような形で報告書についてとりまとめをいただきましたことにつきまして、まずもってお礼を申し上げます。

廃棄物の適切な処理、それからリサイクルというものは、我が国の経済が健全に発達していく上でも、また、資源の有効利用という観点からも大変重要である今日的な課題であると認識しております。G7サミットにおきましても、資源効率性、Resource Efficiencyについて首脳宣言でも取り上げられたところでございますけれども、これは何人かの先生からもきょうもご指摘がございましたように、今後この資源効率性という考え方を含めまして、大きな資源政策のフレームの中でリサイクルのあり方、そして、その中で容器包装リサイクル

制度という枠組みをどう考えていくべきかというような視点も重要であるというふうに考えております。とりわけ報告書にも記載をされておりますリサイクル産業の素材産業化という観点が今後一層に重要になってくるというふうに考えております。

1点、今日ご議論が大分ありました自主行動計画のフォローアップにつきましては、私は地球温暖化対策のほうも担当させていただいておりますけれども、3Rの分野というのは、当然これは温暖化対策や他の公害問題、化学公害対策などといった分野の環境問題とはおのずと法制度のあり方、法規制のあり方、あるいは関係主体の関与のあり方というものとは異なってくるわけでございまして、フォローアップにつきましても単純なアナロジーというもので考えるのは必ずしも適切ではないというふうに述べさせていただきたいと思っております。

とりまとめていただきました報告書で挙げられた課題につきましては、これも本日様々なご議論をいただきましたけれども、多岐にわたります関係主体がそれぞれ責任をもってしっかり取り組みを進め、実現をしていくということ。そして、継続的なフォローアップの中で必要に応じて適時見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございましたけれども、大変精力的かつ貴重なご意見をいただきまして、重ねまして深く感謝を申し上げる次第でございます。また今後とも引き続きこの分野につきまして、さまざまな形で、またさまざまな場を通じて、ご意見、ご指導をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○環境省鎌形部長 環境省の廃棄物リサイクル対策部長、鎌形でございます。

報告書のとりまとめ、本当にどうもありがとうございました。永田委員長、郡崑座長を始め、委員の皆様方、18回にわたり、非常に精力的にご審議賜りました。関係者が非常に多く、さまざまなご意見がある中、一つの包括的な報告書という形で今後の道筋を示していただいた。大変ありがたく思います。深く御礼申し上げます。

経産省の三又審議官からもお話がございましたけれども、G7のサミットの中でも首脳宣言で資源効率性が取り上げられております。そうした首脳宣言に結実していく過程では、環境大臣会合という形でG7の各国の環境大臣が集まっての議論がなされまして、富山物質循環フレームワークという形での一つの文書がとりまとまってございます。資源効率性の向上を緊急にやらなければならない、こういったことも強調されておりますし、共通なビジョンをもって取り組んでいこうということで、資源が繰り返し循環していく、そして自然界への廃棄物の排出を最小化していく、そして自然界に受容される程度に環境負荷を管理していく。

こういった共通のビジョンのもとにみんな取り組んでいこうと、こういうことが合意されたということでございます。そして、G7の各国だけではなくて、G7以外の国々も巻き込んでどんどん進めていこうと、こういう流れがございまして、それがサミットの首脳宣言の中でも言及しているということかと思えます。そういった世界の流れに対して私たちも、いわば世界の流れの中でどこまで日本が進んでいるかという議論はいろいろあろうかと思えますけれども、我々、そこでしっかりと胸が張れるように取り組んでいきたい、こういうふうに思っているところでございます。

今回報告書をいただきましたけれども、これにつきましてはこれから実行というところでございます。しっかりと掲げられた課題について実行に取り組んでいきたいと思えます。

なお、この報告書は中央環境審議会では環境大臣に意見具申いただくこととなりますが、6月2日には循環型社会部会がございまして、永田委員長から報告をいただく段取りを考えてございます。意見具申を受けまして環境省としてしっかりとこの報告書の中身の実現に取り組んでいく、こういうことで考えてございます。どうもありがとうございました。今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○郡嶋座長　ありがとうございます。報告書がまとまったということですが、まだご意見が、委員の皆さんからいただきたいというか、したいということがありますけれども、ぜひともメールか何かでお願いをしたいと思えます。

報告書がまとまったということで、我々座長としてはとりまとめ役に徹せよということでありましたけれども、先生、1分あげますので、何か感想がございましたら。

○永田座長　どうも、皆さん、長時間にわたりありがとうございました。

今日の議論は、前回お約束したように、ある意味報告書としてまとめていただきましたが、きっと皆さん、まだまだ不満のところもいろいろおありになると思えます。その意味では再出発といえますか、これからまた新しく検討を進めていくのだということで、4-1、4-2の資料を準備させていただきました。

実は、定年をちょうど挟んでこの合同会合をやっておりまして、こんなにかかるとは思っていなかったものですから、そういう意味では皆さんの粘り強い努力がある意味実ったのかなと思えますし、私もそれに連れられてここまで来られたのだと。

この個別リサイクル法として最初に制定された容リ法ですけれども、この制定当時、一番最初に申し上げたように、私も副委員長としてかかわってまいりました。そういう意味では、産んだ責任もあるのかなというふうには思っております。それなりの成果を上げてきました

が、まだまだ問題点をいろいろ抱えている。

そうした中で、私は前から、もう耳にたこができたよといわれるかもしれませんが、よく申し上げているのは「ともにつくる」という共創の話です。Creative Cooperationというふうについていいのでしょうか。その思想はやっぱり非常に重要だと。今日の議論でも、そういう思想で対応して行ってほしいなと思っているわけですが、その中でよくステークホルダーというのが出てきますが、ステークホルダーというのは単なる利害関係者ではないんですよ。これ、スタンフォードリサーチシステムズ等が、従来のステークホルダー、賭の元締めという言葉から、今使われているようなステークホルダーの使い方をしてきたところでは、その組織とか、あるいは個々のようなルールづくりだとか、こういうものを含めて、そういう対象に対して、そういう意味では、その成長とか維持に役割をもっている、あるいは重要な機能を果たしている人がステークホルダーだということになるわけで、権利と責任があるんですよ。単なる利害関係の闘いというわけではなくて、そういう意味では共創の精神にのっとった形で参加していただくのがステークホルダーだなというふうに思っています。

そうした中で、基本的に循環型社会というのはそんなに単純に、すぐにでもできるという問題ではありません。私もかかわったのは1990年ぐらいからですから、まだ四半世紀なんですよ。それででき上がると思っていたのでは間違いだなと私は思っていますし。その中でいろいろな変化が起きてきますが、よく言われているのは三位一体で、技術と制度と社会経済システムです。これは動脈も静脈も変わっていかなくてははいけないんです。ちょっと石川先生には悪いけれども、さっき石川先生が、リサイクルのところで高度化するのはその技術だといいましたが、私は違うと思っています。社会全体で動脈から静脈、あるいはそれに挟まる消費者、市民の役割も非常に重要で、それがうまく機能していくともっとリサイクルの高度化も図れるだろうし、そういう意味で三位一体と申し上げた。

そのベースの中では情報の共有というのが大切で、さっきいろいろお話があったのですが、あんな短時間の間にあんな重要な資料とか興味深い資料を説明して、はい、終わりましたというのはもったいなさ過ぎるという気がするんですよ。そういう意味では、もっと積極的にそういうものをご関心のここのメンバーの方にみていただくということが必要になってくるし、そうした評価が世の中にまた反映されるだろう。同時に意識改革としても我々は図れることになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

まだまだこれからこの議論は続いていくということになるかと思います。ぜひ皆さんも、活発な議論と同時に、そういう意味ではそれぞれの役割を果たしながら、先ほど申し上げた

共創の精神で引き続き参画していただければというふうに思います。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

○郡寫座長　　そうしたら、私のほうからも一言ということになりますけれども、先生が随分時間を使われましたので、ここでは感想だけで。

皆さん方には随分、時間のタイムキープの形の中、随分はしょったようなところがありますけれども、最終的にまとめ役というのは憎まれ役だなというふうにつくづく感じております。そういう面から、その中でも、皆さん方のいろいろなご意見の差はあっても、そういう中で何らかの形のコプロダクションができたという形で成果物ができたということは、非常に皆さん方に感謝をして、これで終わりたいと思います。

終了でございます。どうもありがとうございました。

——了——